

報告日：2022年3月10日

令和3年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

表紙（概要）

1. 法人名等

法人名	学校法人聖カタリナ学園
法人代表者	中田 婦美子
担当部署	法人本部事務局
お問合せ先	089-993-1300

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
I. 自律性の確保	遵守	1-1	①「遵守」
II. 公共性の確保	遵守	2-1	①「遵守」
		2-2	①「遵守」
III. 信頼性・ 透明性の確保	遵守	3-1	①「遵守」
		3-2	①「遵守」
		3-3	①「遵守」
IV. 継続性の確保	遵守	4-1	①「遵守」
		4-2	①「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

○法人本部事務局・大学事務局：遵守状況点検、報告書作成

↓報告

○理事会・評議員会：遵守状況確認

↓報告

↓公表

○私大連

○ステークホルダー

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 本法人では、学校法人及び各学校の長期的ビジョンのもと、目標を明確にし、中期的な将来計画と具体的行動計画を示す「中・長期経営計画」を2011(平成23)年度から策定し、本年度より第3期目(令和3年度から令和7年度)がスタートしている。 「中・長期経営計画」の進捗状況については、毎年度作成する「事業報告書」を法人ウェブサイトに掲載・公表し、ステークホルダーに対して、当法人の教育研究目的を明確に示し、理解を得られるよう努めている。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 本法人は、カトリック教の精神を奉じ、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、世界の平和と人類の共通善を促進する人材を育成することを目的と定め、建学の精神「愛と真理」の下、キリスト教のヒューマニズムに基づいて全人を形成することを目指し、教育研究活動の向上に努めている。 また、内部質保証に係る体制を整備し、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」及び「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」の実質化を図るとともに、これらの点検・評価により内部質保証の充実に努めている。

遵守原則2-2 社会への貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 大学(短大)に、「地域連携推進室」を置き、教育研究活動の成果を広く社会に還元するとともに社会連携・社会貢献活動を行っている。 社会連携・社会貢献活動に関連する具体的な取り組みに係る目標は、「中・長期経営計画」に示され、その成果については、毎年度点検・評価を実施し、改善と向上への取り組みを行っている。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則 3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 本法人は、私立大学の公共性に鑑み、多くのステークホルダーから信頼を得られるよう、ガバナンス機能の向上及び実質化を図るため、監事監査基準（規程）に基づき、毎年度監事監査計画を立案し、実施するとともに監査業務の支援体制を整備している。 また、監事は理事会、評議員会、中・長期経営計画に係る委員会及びその他の重要会議に出席し、それらの妥当性・執行状況等を把握・検証し、必要に応じて意見を述べられる体制を整えている。

遵守原則 3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 本法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、内部監査規程を定め、内部統制体制を確立している。これに加え、監事・会計監査人・内部監査担当者が意見交換できる場を設定し、三様監査体制が有効に機能するよう体制を整えている。 また、様々な意思決定等において、学校法人の顧問弁護士に法的対応に係る助言を求めるほか、外部理事として弁護士を選任し、理事会運営においても法令に基づき対応できるよう体制を整えている。

遵守原則 3-3 積極的な情報公開

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 本法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うため、情報の公表及び公開に関する規程を整備し、法令に定められた財務諸表等を法人ウェブサイトに掲載・公表している。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則 4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 本法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、寄附行為及び寄附行為施行細則等の各規程に基づき、理事会、評議員会及び監事等の機能の実質化を図っている。

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。</p> <p>本法人は、教育研究活動の継続性を実現し、財政基盤の安定化及び経営基盤の強化を図るため、寄付募集の目的を明確化した上で、法人ウェブサイト等を通じて、広く一般に寄付を募っている。</p> <p>また、危機管理体制については、ハラスメント防止、個人情報保護、情報セキュリティ、研究倫理、防災等に関する規程・マニュアル等を整備し、体制整備に努めている。</p>